

令和7年度

福島町議会

【計画決定】

令和5年12月

【今回進行管理期間】

令和7年4月～令和8年3月

[福島町議会基本条例 見直し検討による 行動計画書の進行管理]

[全体進行管理期間：令和5年12月～令和9年8月]

○ 経 過 (基本条例全体の見直し／行動計画策定)

【議会基本条例全体の見直し】

- H 5. 5. 15 議会基本条例諮問会議に諮問
 - R 5. 9. 14 議会運営委員会【条文の現状・課題、改善策等を協議】
 - R 5. 10. 5 議会基本条例諮問会議（第2回）で協議
 - R 5. 11. 17 議会基本条例諮問会議（第3回）で協議
 - R 5. 12. 4 議会基本条例諮問会議の答申
 - R 5. 12. 12 議会運営委員会【諮問会議答申内容を協議】
- ※条例の見直しについては現状維持として、改正はしないことを確認。

【行動計画の策定・確認】

- R 5. 9. 14 議会運営委員会【行動計画案の協議】
- R 5. 10. 5 議会基本条例諮問会議（第2回）で確認
- R 5. 12. 4 議会基本条例諮問会議の答申
- R 5. 12. 12 議会運営委員会【行動計画案の決定】
- R 6. 5. 13 議会基本条例諮問会議（第1回）で確認
- R 6. 10. 30 議会基本条例諮問会議の答申
- R 7. 10. 15 議会基本条例諮問会議（第1回）で確認
- R 7. 12. 26 議会基本条例諮問会議の答申
- R 8. 5. 13 議会基本条例諮問会議（第1回）で確認
- R 8. 12. 1 議会基本条例諮問会議の答申(予定)

1

整理 No.	具体的な項目	目標期間等
1	・ 議員間討議の推進	R5. 12～ 実施
行動計画	<p>◎議員間討議要綱の積極的推進 平成31年4月1日施行の下記要綱の積極的推進を図る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>福島町議会議員間討議要綱抜粋</p> <p>第2条 自由討議とは、福島町議会会議条例第42条に基づき行われる、本会議・常任委員会・特別委員会等（以下「本会議等」）における討議をいう。</p> <p>第3条 自由討議は、議員の質疑・意見交換の後、議長による討議の確認に対し、議員から討議の表明（挙手）があったときに行う。 2 議長は、表明した議員の意見を確認し、論点・争点を明確にして討議により合意形成に努める。 3 常任委員会等における自由討議は、前項を準用する。</p> </div>	
具体的な 取組内容	<p>現在、常任委員会における議員間討議については、休憩中に論点・争点を取りまとめて進めているが、今後、本会議等の議案等に対する意見交換において、賛否が明確に分かれた場合には、討議・討論の手法を積極的に取り入れる。</p>	
取組内容 (結果)	<p>■令和7年度 常任委員会調査事件の委員会意見とりまとめについては、休憩中ではあるが論点・争点を明らかにするような流れで、簡易的に自由討議の形がとられている。再開後、委員長が内容を確認し、一任をとって報告書をまとめることとしている。</p> <p>本会議等の議案等に係る部分では、定例会9月会議の補正予算の審議の際、議員間でにおいて、1件の討議が行われました。</p>	

整理 No.	具体的な項目	目標期間等
2	・議員の発言に係るルールの確立	前行動計画からの継続実施
行動計画	<p>◎現行ルールの継続実施</p> <p>平成28年4月から実施されている現行ルールを継続実施する。</p> <p>【参考（令和6年度定例会3月会議の反省事項）】</p> <p>(1) 諸般の報告 ・常任委員会報告で読み間違いが多く見られたため注意。 ・四町研修報告で議員の報告内容が「議長・議会への誹謗中傷」であると指摘がされ、あくまで「個人の見解」と説明があるものの基本的に個人の意見は尊重されるが、対象となる方に配慮し、誹謗中傷ととられかねない事を書くべきではないため注意。</p> <p>(2) 町政執行方針、教育行政執行方針 ・教育長の執行方針説明が早口であったため、聞きやすくゆっくり話すよう注意。</p> <p>(3) 一般質問(3名3項目) ・藤山議員、熊野議員、平沼議員・・・特になし。 ・夜間議会において、以前参画者が少なければ見直し検討すると意見があったが、今年は、例年より多くの参画者が傍聴していたため、しばらく様子を見ることとし、見直しについての意見は取り下げる。</p> <p>(4) 条例、計画について・・・特になし。 (5) 補正予算・・・特になし。</p> <p>(6) 予算審査特別委員会 ・説明・答弁等が聞きづらい部分があり、簡潔明瞭に答弁する必要がある。</p> <p>(7) 人事案件 ・議事進行において、説明員側に「議員を対象とした案件で当該議員が一度 退場する」旨の連絡をしていなかったことにより、議事進行が乱れたため注意。</p> <p>(8) 議会提出議案について・・・特になし。 (9) 一般質問等答弁事項進捗状況調査・・・特になし。 (10) 政治倫理基準の遵守 ・四町研修会の報告書については注意。 (11) 一問一答制の徹底・・・特になし。</p>	
具体的な 取組内容	<p>現在、定例に再開する本会議終了後の議会運営委員会において「本会議の反省」を行っており、一般質問を含めた各議案の質疑・意見交換の「一問一答制の徹底」についても検証、一定の成果があがっていると評価し、継続実施する。</p>	
取組内容 (結果)	<p>■令和7年度</p> <p>令和7年度定例会会議後の議会運営委員会で反省事項の確認を実施した。</p> <p>【反省事項】</p> <p>6月会議・・・反省事項等はないが、新規事業は内容等から所管調査も必要との意見 9月会議・・・①一問一答の配慮に欠けた発言があり注意 ②町長答弁に事実と相違している発言があったので注意 ③単純な数値等の確認は事前の勉強会等で行うよう注意 ④全体的に行政側の説明・答弁が聞き取りづらい。簡潔・明瞭な説明 ・答弁をするよう注意</p> <p>12月第2回会議・・・説明・報告の際の言い間違いを注意 3月会議・・・①質問と答弁内容に齟齬があったため注意 ②議事進行において、議長の確認に対し「異議なし」等の意思表示が行われないケースがあったので注意 ③単純な数値等の確認は事前の勉強会等で行うよう注意 ④説明の際の言い間違いを注意 ⑤質問者は質問内容を整理して行うよう注意 ⑥議場内での発言ルールの順守について注意</p>	

整理 No.	具体的な項目	目標期間等
3	・政治倫理条例の遵守	前行動計画からの継続実施
行動計画	<p>◎福島町議会議員政治倫理条例の遵守 平成31年4月1日施行の下記条例に基づき、議員の議会内外の活動における「政治倫理基準の遵守」を徹底し、議会基本条例の理念を追求する。</p> <p>福島町議会議員政治倫理条例抜粋</p> <p>第4条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1) 町民全体の奉仕者として、法令を遵守し、議会・議員の品位・名誉を損なう行為を慎み、常に人格と倫理の向上に努め、不正の疑惑を持たれるおそれのある金品の授受その他の行為をしないこと。 (2) 福島町職員の職務執行を妨げるような不正な働き掛けをしないこと。 (3) 福島町が資本金、助成金、補助金その他これらに準じるものを出資している法人等、福島町が行う許可・請負その他の契約等に関し、特定の者のために不正な働き掛けをしないこと。 (4) 福島町の職員の採用、昇任等の人事に関し、不正な働き掛けをしないこと。</p>	
具体的な 取組内容	<p>平成28年から、定例に再開する本会議終了後の議会運営委員会の反省検討項目に「政治倫理基準の遵守」を追加し検証しており、継続実施するとともに対象案件が発生した場合には、条例に基づき粛々と対応する。</p>	
取組内容 (結果)	<p>■令和7年度 議会内での発言・行動等は、上記のとおり議会運営委員会で検証し、議会外の活動についても注視しているが、該当する案件はなかった。 次期改選期に向けた議会体制の見直しに係る議会改革調査特別委員会において、議員のなり手対策、議会改革の見直しの中で若者・女性のなり手確保対策の一つとして、同条例にハラスメントに関する条項を追加することを確認している。</p>	

整理 No.	具体的な項目	目標期間等
4	・ 広報・広聴活動の充実	前行動計画からの継続実施
行動計画	<p>◎広報・広聴常任委員会活動の充実 平成31年4月1日施行の下記要綱の積極的推進を図る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>福島町議会議会広報広聴要綱抜粋</p> <p>第1条 福島町議会基本条例に基づき、町民と議会・議員の情報共有による協働のまちづくりを目指し、「議会だより」「議会ホームページ」「町民と議員との懇談会」「議会白書」等の広報広聴活動の充実を図ることを趣旨とし、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条 広報広聴活動として、町民の意見・情報を集約し、個人情報を除く、全ての議会活動情報を町民に周知することを基本方針とする。</p> </div>	
具体的な 取組内容	<p>現在、広報広聴常任委員会両部会において、年1回程度、町内各種団体との広聴活動を実施しており、一定の成果が上がっていると評価し、積極的に継続実施する。</p>	
取組内容 (結果)	<p>■令和7年度 下記のとおり町内各団体との懇談会を開催した。</p> <p>【町内各団体との懇談会開催内容】</p> <p>○総務教育部会 R7.12.1(月) 福島町少年体育連盟(町内スポーツ少年団の現状) ・スポーツ少年団 5名 担当課2名 議会9名 計16名参加</p> <p>○経済福祉部会 R8.1.13(火) 介護事業所との懇談会(町内介護の現状について) ・スマイル 1名 担当課1名 議会8名 計10名参加 ・福島幸愛会 2名 担当課1名 議会7名 計10名参加 ・社会福祉協議会 8名 担当課2名 議会8名 計18名参加</p> <p>【町民と議員との懇談会開催内容】</p> <p>・3班体制を組み、2/3から2/10までのうち6日間で、町内会館等を訪問し参加住民との意見交換を実施。</p> <p>・参加者は16会場で76人、最大は12人、最少は0人、平均4.8人。意見277件。</p>	

整理 No.	具体的な項目	目標期間等
5 14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会ホームページの充実 ・ 議会だよりの充実・改善 	前行動計画からの継続実施
行動計画	<p>◎福島町議会議会広報公聴要綱に基づく議会だより・ホームページの充実 平成31年4月1日施行の下記要綱に基づき各種広報広聴活動の一層の充実を図る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>福島町議会議会広報広聴要綱抜粋</p> <p>第3条 議会だよりの編成方針は、次のとおりとする。 (1) 町民が読むことを念頭に、議会活動を住民目線で分かりやすく整理・選択して発信する。 (2) 議事については、議決に至る経過を示し、課題・施策、多様な意見・論点を整理編集する。 (3) 町民の関心に応える紙面づくりに努め、構成、タイトル、写真・図表等を活用し、読みやすいレイアウトの工夫をする。</p> <p>第6条 議会ホームページの編集方針は、次のとおりとする。 (1) 町民に周知すべき、議会活動の基本的な資料・情報を全て発信する。 (2) 新たな情報は、迅速に更新する。</p> </div>	
具体的な取組内容	<p>◎町民に親しまれる議会だより・HPの検討 レイアウトの工夫、写真活用、フルカラーの採用、町民参画企画等を検討し、町民に見やすく、分かりやすい紙面(画面)を目指す。</p>	
取組内容 (結果)	<p>◎ 平成31年4月1日から議会広報広聴要綱を施行し、議会だより・HPの編集方針、掲載事項・構成を規定している。 令和元年9月からは、録画中継システムの更新に合わせ会議のライブ中継をスマートフォン等で視聴できるようにした。 令和4年2月には町民からの要望に応え、会議資料を当日公開から前日公開とした。</p> <p>■令和7年度 【議会だより】 議会だより146号(R7.6.1発行)から新たな取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会だより表紙写真を町民から募集。 ・ 意見・質問フォームを開設し、議会に対する意見・質問を募集。 </p>	

整理 No.	具体的な項目	目標期間等
6	・ 議員勉強会の充実	前行動計画からの継続実施
行動計画	<p>◎議員勉強会の内容充実 現在の勉強会は、下記内容により進めているが、特に（２）（３）が活用されていない状況であり、さらに積極的な活用を促す。</p> <p>●議員勉強会の内容 （１）議会運営委員長が司会・進行する。</p> <p>（２）各議員で注意・確認が必要だと思われる点を出してもらい、出席議員で議論・確認する。</p> <p>（３）一般質問予定者で、他の議員の意見を参考に聞きたい議員がいた場合は時間を設け意見交換を行う。（答弁書を全議員に配布する。）</p>	
具体的な 取組内容	<p>これまでの行動計画でも上記のような内容での取り組み計画だったが、現実には事務局からの説明主導で、それに対して議員が質疑する形となっており、今後は、上記の順番どおり議員の疑問点からスタートした勉強会を目指す。</p>	
取組内容 (結果)	<p>◎ 令和元年12月会議の勉強会から、議会運営委員長の進行により、議案ごとに疑問点等を確認し、議員主導の勉強会を開催している。 一般質問についても通告書・答弁書を議員全員に配付し意見交換を行った。 令和3年9月会議の勉強会から、事前に質問事項を提出、それぞれの議員が調べてきたことを勉強会で出し合う等、開催方法を見直している。</p> <p>■令和7年度 ・決算認定が行われる9月会議の前の勉強会では、監査委員に出席していただき決算審査の概要について説明を受け、財政状況等について確認した。</p>	

整理 No.	具体的な項目	目標期間等
7 9 11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員活動の充実 ・ 一般質問の充実 ・ 文書質問の更なる活用 	自主取組
行動計画	<p>◎自主的な取組みによる個人活動報告等の実践 各議員の活動事例やホームページ開設の実践例等を確認し合いながら自主活動の充実に向けて実践する。</p> <p>◎一般質問の充実 他の町村議会の質問項目等を参考に、当町でも取り上げる一般質問内容がないかを確認し、一般質問の更なる充実を図る。</p> <p>◎文書質問の更なる充実 町民要望等に対応する調査手段として、一般質問と同様、積極的に活用する。</p>	
具体的な 取組内容	<p>議員個々の活動報告やホームページの開設など自主的活動を喚起する。 他の町村議会の質問項目等を参考に、一般質問の充実を図る。 町民要望等に対する調査手段として、一般質問と同様、文書質問の積極的な活用を図る。</p>	
取組内容 (結果)	<p>■令和7年度 「議員活動の充実」「一般質問の充実」については、各議員が日々努力している。(令和7年度一般質問 延べ13人、13件(実人数4人)) 文書質問については、年々減少傾向である。 (令和7年度文書質問 1人2件)</p>	

整理 No.	具体的な項目	目標期間等
8	・「町政に対する要望・意見の取りまとめ」の活用	前行動計画からの継続実施
行動計画	<p>◎町内会要望を活用</p> <p>毎年、行政が実施している「町政に対する要望・意見の取りまとめ」を町民からの請願・陳情と位置づけ、両常任委員会の調査事項の項目として検討する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>福島町議会議会広報広聴要綱抜粋</p> <p>第8条 町民と議員の懇談会(議会報告会)の開催方針は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 議会側の説明は、直近「議会だより」を中心に簡略にし、参加者から話を聞くことを重点とする。</p> <p>(2) 懇談・意見交換の内容を整理し、議会だより・HP等に掲載、必要に応じ、町部局へ手交し、対応を町内会に報告する。</p> </div>	
具体的な 取組内容	<p>毎年、行政が実施している「町政に対する要望・意見の取りまとめ」、議会が実施する「町民と議員の懇談会」報告書を町民からの請願・陳情と位置付け、両常任委員会の調査事項の項目として検討する。</p>	
取組内容 (結果)	<p>■令和7年度</p> <p>全議員に「町政に対する要望・意見の取りまとめ」を配布したが、両常任委員会で調査事項の項目として取り上げるものはなかった。</p> <p>次年度以降も継続し、対象とするものがあれば実施していく。</p> <p>上記を参考資料として、下記のとおり町民と議員との懇談会を実施。</p> <p>【町民と議員との懇談会開催内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3班体制を組み、2/3から2/10までのうち6日間、町内会館等を訪問し参加住民との意見交換を実施。 ・参加者は16会場で76人、最大は12人、最少は0人、平均4.8人。意見277件。 ・内容を実施報告書にまとめ、行政側へ手交。 	

整理 No.	具体的な項目	目標期間等
10	・ 議決事件の追加等の検討	R5. 12～ 実施
行動計画	<p>◎議決事件の追加及・削除</p> <p>平成31年4月1日施行の議会基本条例の改正により、下記3件の議決事項を追加、令和元年度に下記1件を削除し、現時点で13本の議決事件としている。毎年、町との議会議論の状況や新たな計画等の策定状況を確認のうえ、現状に合った追加・削除を検討する。</p> <p>【追加議決事項（平成31年4月1日施行）】</p> <p>①町民憲章・宣言 ②友好（姉妹）市町村締結 ③町花・町木</p> <p>【削除した議決事件】</p> <p>①福島町まちづくり行財政推進プラン</p>	
具体的な 取組内容	<p>毎年、町と議会との議論の状況や新たな計画等の策定状況を確認のうえ、現状に合った追加・削除を検討する。</p>	
取組内容 (結果)	<p>■令和7年度 新たな議決事件の追加・削除はなかった。（議決事件 13件）</p>	

整理 No.	具体的な項目	目標期間等
12	・ 常任委員会における自治体視察の検討	前行動計画からの継続実施
行動計画	<p>◎常任委員会の自治体視察等 常任委員会の自治体視察予算は、政務活動費導入に合わせ当初予算計上を廃止した経緯があるが、各常任委員会においてテーマを決め、必要に応じて補正予算対応により先進地等の自治体視察を検討する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【過去の自治体視察等】</p> <p>《平成28年度（総務教育・経済福祉合同）》 ①千葉県千葉市（医療法人社団 明生会）・・・地域医療 ②静岡県吉田町（株式会社 ヤマザキ）・・・産業振興</p> <p>《平成30年度（経済福祉）》 ①厚沢部町・乙部町・・・・・・・・・・・・簡易水道事業</p> </div>	
具体的な 取組内容	行政課題等に対応した、自治体視察を毎年常任委員会で検討する。	
取組内容 (結果)	<p>■令和7年度 令和7年4月に岩手県大船渡市にある北日本水産㈱のアワビ陸上養殖施設を全議員で視察する計画を立てていたが、令和7年2月に発生した山火事により当該施設が被災したことにより視察を断念。その後、10月下旬に改めて、経済福祉常任委員会での視察を計画したが諸般の事情により中止した。</p>	

整理 No.	具体的な項目	目標期間等																
13	・ 政務活動費の利用促進	R5.12～ 実施																
行動計画	<p>◎政務活動費の利用促進</p> <p>平成28年度より月額5千円（年6万円）から月額1万円（年12万円）に増額し、研修視察等や事務費に活用している。しかし、グループでの視察研修の日程調整等が難しく、調査研究費の活用が少なくなっており、勉強会等の場を活用しながら視察先等を決定するなど、積極的な利用促進を図る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【過去の利用実績】</p> <table border="0"> <tr> <td>《令和3年度》</td> <td>支消額</td> <td>576,953円（交付額108万円）</td> <td>支消率46.6%</td> </tr> <tr> <td>《令和4年度》</td> <td>支消額</td> <td>750,132円（交付額108万円）</td> <td>支消率69.5%</td> </tr> <tr> <td>《令和5年度》</td> <td>支消額</td> <td>516,366円（交付額108万円）</td> <td>支消率47.8%</td> </tr> <tr> <td>《令和6年度》</td> <td>支消額</td> <td>480,411円（交付額108万円）</td> <td>支消率44.5%</td> </tr> </table> </div>		《令和3年度》	支消額	576,953円（交付額108万円）	支消率46.6%	《令和4年度》	支消額	750,132円（交付額108万円）	支消率69.5%	《令和5年度》	支消額	516,366円（交付額108万円）	支消率47.8%	《令和6年度》	支消額	480,411円（交付額108万円）	支消率44.5%
《令和3年度》	支消額	576,953円（交付額108万円）	支消率46.6%															
《令和4年度》	支消額	750,132円（交付額108万円）	支消率69.5%															
《令和5年度》	支消額	516,366円（交付額108万円）	支消率47.8%															
《令和6年度》	支消額	480,411円（交付額108万円）	支消率44.5%															
具体的な 取組内容	<p>勉強会等の場を活用しながら視察先等を決定するなど、グループでの積極的な利用促進を図る。</p>																	
取組内容 (結果)	<p>■令和7年度</p> <p>全議員(延べ9人)が交付申請。 支消額 805,676円（交付額108万円） 支消率74.6%</p> <p>※令和7年度は、十勝郡浦幌町へ議会改革調査特別委員会の委員5名が議会改革先進地である十勝郡浦幌町へ「議員のなり手不足への取組」について先進地視察研修を実施した。</p>																	

整理 No.	具体的な項目	目標期間等
15	・ 議会図書室の充実	前行動計画からの継続実施
行動計画	<p>◎議会関係資料の図書室配置</p> <p>議会で管理している議会図書室は、現在、議会だよりや地方議会人、月刊ガバナンスなどを閲覧可能としている。本会議や常任委員会等の資料についても、1年分については町民が目にすることができる状況となっている。</p> <p>町民が、いつでも閲覧できるよう図書室の充実について、さらに検討する。</p> <p>○配置している議会関係資料</p> <p>(1)本会議の資料（過去1年）</p> <p>(2)常任委員会・特別委員会の資料（過去1年）</p> <p>(3)全員協議会の資料（過去1年）</p> <p>(4)過去1年間の会議録〔本会議・常任委員会・特別委員会・全員協議会〕</p>	
具体的な 取組内容	<p>前年度分の本会議資料等を、図書室で保管する。</p> <p>・配置資料以外の資料についても、要請があれば閲覧可能としている。</p>	
取組内容 (結果)	<p>◎ 平成28年4月より前年度分の本会議資料等を図書室で保管・公開している。</p> <p>■令和7年度</p> <p>本会議資料等の保管・公開は継続しているが、議員の活用は少なく、町民の利用もなかった。</p> <p>有効活用のためにも、議会HPや議会だよりでの周知を進める。</p>	

整理 No.	具体的な項目	目標期間等
16	・ 議会基本条例等の改正	R5.12～ 実施
行動計画	<p>◎議会評価等に基づく毎年の整理、見直し等</p> <p>平成30年度に時点修正や文言整理など関連条例等を含む大幅な改正（制定）を実施した。次期改選期は令和9年8月であり、次のスケジュールにより毎年の整理、見直し作業を行う。</p> <p>(1) 令和6年度・7年度・・・議会評価に基づく基本条例の検証</p> <p>(2) 令和8年度・・・議会基本条例全体の検討（諮問会議）、改正等の必要があれば改正を行う。</p> <p>(3) 令和8年度・・・人口減少に伴う議員定数の削減（会議条例改正）を諮問会議に諮問し、答申結果に基づき進める。</p> <p>(4) 令和9年度・・・新たな任期での行動計画の作成</p>	
具体的な 取組内容	・ 上記スケジュールに沿って取り組みを進める。	
取組内容 (結果)	<p>◎ 令和6年度に特別委員会を設置し次期改選期に向けた議会体制の見直しの議論を始めた。</p> <p>■ 令和7年度</p> <p>令和6年度から7年度にかけて議論を行い、議会体制の見直しについて特別委員会としての方向性を確認した。</p> <p>①議員定数…9名（1名減）</p> <p>②議員歳費…現在の算定方式「福島町方式」を維持</p> <p>③議員のなり手対策…議会モニターを導入（諮問会議へ内包。公募委員を3名増やすことに対応。）</p> <p>④議会改革の見直し…議員定数の見直しに合わせて「総務教育」「経済福祉」2つの常任委員会を1つに統合。「議会議員政治倫理条例」にハラスメント条項を追加し、若者や女性が議員に立候補しやすい環境の整備を行う。</p>	